

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の 一部を改正する省令について

1. 趣旨

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）による制度改正等に伴い、所要の改正を行う。

2. 省令改正の概要

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正

地方議会議員年金制度については、平成23年に制度が廃止されたが、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は地方公共団体が負担することとされているところ、今回の改正においては、平成30年4月から平成31年3月までの地方公共団体の給付費負担金の取扱いについて、所要の規定の整備を行う。

3. スケジュール

官報掲載：平成30年3月30日

施行期日：平成30年4月1日